

「ふるさと納税」で、笠松町への応援をお願いします

➤ より便利な制度になりました

地方税法が改正され、平成27年4月1日以降に全国の都道府県や市町村に「ふるさと納税」した場合に、おおきく以下の2点が見直されました。

① 寄附の上限額が2倍になりました

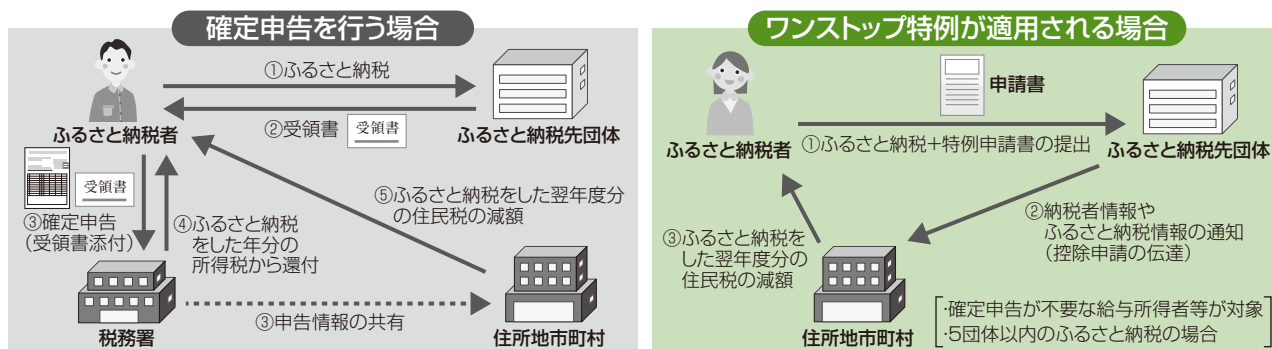
個人住民税特例控除額の控除限度額が、個人住民税所得割額の2割（以前は1割）となりました。（注）ただし住民税への適用は、平成28年度分以後の個人住民税からとなります。

平成26年までの寄附				平成27年分以降の寄附						
寄附金	控除額	所得税分		控除額	確定申告の場合		控除額	ワンストップ特例を利用した場合		寄附金
		住民税基本分			所得税分			※所得税分と住民税基本分はありません。		
		住民税特例分			住民税基本分			町民税減額分 控除額全体の5分の3		
					住民税特例分			県民税減額分 控除額全体の5分の2		
	自己負担額2,000円		自己負担額2,000円		自己負担額2,000円					

控除額が2倍になりました。

② 確定申告をしなくても、①の控除が受けられるようになりました

確定申告を行わない給与所得者等が「ふるさと納税」をした場合に、①の寄附金控除の申請を、寄附した自治体に依頼して代行してもらえる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されました。ただし、ふるさと納税で寄附する自治体数が「5自治体まで」に限られます。



平成26年度の笠松町への寄附件数は過去最高となりました

寄附件数 5,022件 寄附金額 36,931,001円

平成20年度に「ふるさと納税」制度が始まり、笠松町を応援くださる方が年々増加しています。全国の皆様の寄附金を活用し、平成26年度には「笠松町公共施設巡回町民バス」を2台購入しました。

なお、笠松町に5,000円以上寄附いただいた方に、感謝の気持ちを込めて「ふるさとかさまつ宅配便」からお礼の品を1品（10,000円以上寄附をいただいた方は2品）お届けいたします。1回の申込みで最大2品お届けしますが、期間を問わず何度でも申込みいただけます。

年度	件数	金額
H20	20件	605,000円
H21	14件	347,888円
H22	85件	1,673,001円
H23	110件	1,395,140円
H24	464件	5,000,998円
H25	3,550件	29,058,245円
H26	5,022件	36,931,001円

全国各地の多くの方からご寄附をいただき、誠にありがとうございます。

氏名の掲載に同意いただいた皆さん（平成27年3月入金確認分）（敬称略）

細井富美子、高橋正統、坂本泰英、橋本博文、友繁明子、沖山智彦、秋本照、櫻田瑤子、酒本清美、吉村勝利、吉村幸恭、鈴木智子、松岡健二、笠井豊、東前嘉治、飯野雅人、岩滝直大、高橋宏和、渡邊真仁、小笠原由法、清水昭子、（一社）日本ご当地キャラクター協会、角谷博、堀之内光雄、戸村尚文、水野雅文、佐藤大作、伊藤栄三、大島彰、津田浩志、須藤綾子、大木竜磨、山内慶彦、小林純一、中土居和弘、佐々木誠人、佐渡和夫、小林直、遠井成夫、田内裕也、伊藤洋平、古地紀夫、大川誠、三浦隆文、新田浩平、野垣真、白井淳、袴田松吉、奥手清孝、宮崎光子、植竹保之、中村浩一、吉田裕二、西本和則、川本章広、内川哲英、三浦和広、増田孝司、阪上明彦、細川信哉、大野好範、遠藤寛、早水利文、近藤新八、内田いつみ、杉浦勝哲、川村裕司、川村利衣、櫻井丈司

笠松町にお住まいの方からのご寄附を含め、多くの皆様からの応援をお待ちしています。

【問 合 先】企画課 ☎388-1113